

〔個人用〕

臨時福祉給付金 申請書(請求書)

市区町村  
受付印

平成26年1月1日時点の住民票所在市区町村  
北相木村長 井出 高明 殿

1. 申請・受給者

			記入日	平成	年	月	日
(フリガナ) 氏名		性別	生年月日		現住所		
氏名		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		電話 ( )		
印					住所(平成26年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要		

\* 記名押印に代えて署名することができます。  
※ 裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。

加算措置 (加算措置対象番号一覧)

加算の有無	対象番号	① 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等	② 児童扶養手当
有・無		③ 特別児童扶養手当	④ 特別障害者手当

※ 複数に該当する場合は任意の番号を1つ以上記載。(複数記載可)

2. 支給額(請求額) (該当する支給額(請求額)(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

支給額(請求額)	<input type="checkbox"/> A 10,000円	<input type="checkbox"/> B 15,000円	<input type="checkbox"/> A 10,000円 : 加算措置の対象とはならない方 <input type="checkbox"/> B 15,000円 : 加算措置の対象となる方
----------	------------------------------------	------------------------------------	---

3. 上記1. の申請・受給者に扶養者がいる場合

平成26年1月1日時点で、上記1. の申請・受給者を扶養していた方(扶養者)がおり、その住民票所在地が平成26年1月1日時点で本市区町村内にあった場合は下の同意欄(A)に扶養者が氏名等を記入してください。また、扶養者の住民票所在地が平成26年1月1日時点で別の市区町村内にあった場合は、扶養者の平成26年度分の納税証明書(いわゆる非課税証明書)を添付の上、下の欄(B)に氏名等を記入してください

【扶養者の住民票所在地が本市区町村内にある場合(A)】

扶養者	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日		住所 (平成26年1月1日時点の住民票所在地を記載)	
	氏名	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		電話 ( )	
下記事項に同意します。 ・平成26年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がありません。 ・上記1. の申請・受給者に関する臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が私について必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。						
					記入日	平成 年 月 日

\* 記名押印に代えて署名することができます。

【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】(非課税証明書を添付してください。)

扶養者	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日		住所 (平成26年1月1日時点の住民票所在地を記載)	
	氏名	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		電話 ( )	

4. 受取方法(希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

A 指定の金融機関口座(1. 申請・受給者又は5. の代理人の口座に限りです。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
※長期間入金のない口座を記入しないでください。

B 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは9月1日からとなります。)

裏面も記入

(申請書裏面)

5. 代理申請・受給を行う場合

記入日	平成 年 月 日			
代理人 (フリガナ) 代理人氏名	代理人 性別	申請・受給者との関係	代理人 生年月日	代理人 住所
	男・女	1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
上記の者を代理人と認め、 臨時福祉給付金の 申請・請求 申請・請求及び受給 を委任します。				申請・受給者

\* 記名押印に代えて署名することができます。

※申請・受給者との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)

1. 同一世帯：平成26年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
2. 法定代理人：親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
3. その他：親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市区町村長が特に認める方

「誓約・同意事項」

- (1) 平成26年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税や手当等の公募等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成27年3月末までに、市区町村が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。また、加算措置分の支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算措置分の臨時福祉給付金を返還します。
- (7) [加算対象番号①に該当する場合] 加算対象番号①の年金の受給権(平成26年3月分)があり、平成26年4月の特例水準の解消の影響(平成26年4月分又は5月分の年金を受給)を受けます。

申請内容確認書類 写し 貼付け

『一部の方のみ添付が必要』(ほとんどの方は添付して頂く必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。)

- 加算関係確認書類([表面1の加算措置対象番号]の①の一部に該当する方)

【① 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等】

65歳未満の(昭和24年3月2日以降に生まれた)方で、下記の(1)～(4)に該当する方は必要な書類を添付してください。65歳以上の方は添付不要です。

65歳未満で①の確認書類の添付が必要な方	添付書類
(1) 平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した方	年金額改定通知書の写し (平成26年6月(一部の方は5月)に送付予定。)
(2) 日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の居所を住所として登録している方	
(3) 共済組合等が支給する年金のみを受給している方	年金の裁定後に送られてくる年金証書の写し
(4) 年金額改定通知書が送付されない方(年金の裁定請求を遅れた方又は手続中の方)	

- 扶養者の非課税証明書([表面2の【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】]に記載の方)